

九州大学国際交流委員会規程

平成16年度九大規程第188号
制 定：平成17年 4月 1日
最終改正：令和 3年 4月30日
(令和3年度九大規程第23号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則(平成16年度九大規則第6号)第7条第2項の規定に基づき、国際交流委員会(以下「委員会」という。)の具体的な任務、組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術の国際交流に関すること。
- (2) 学生の海外留学及び外国人留学生に関すること。
- (3) 教育及び研究の国際戦略に関すること。
- (4) その他国際交流に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 人文科学研究院長、比較社会文化研究院長、人間環境学研究院長、法学研究院長、経済学研究院長、言語文化研究院長、法務学部長、共創学部長、教育学部長及び基幹教育院長のうちから総長が指名する者 1人
- (3) 理学研究院長、数理学研究院長、工学研究院長、芸術工学研究院長、システム情報科学研究院長、総合理工学研究院長、農学研究院長、システム生命科学府長、統合新領域学府長のうちから総長が指名する者 1人
- (4) 医学研究院長、歯学研究院長、薬学研究院長及び病院長のうちから総長が指名する者 1人
- (5) 生体防御医学研究所長、応用力学研究所長、先端物質化学研究所長、マス・フォア・インダストリ研究所長、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長、附属図書館長及び情報基盤研究開発センター長並びにセンター群協議会の議長のうちから総長が指名する者 1人
- (6) 留学生センター長
- (7) 国際部長及び学務部長
- (8) その他総長が必要と認める者

2 前項第2号から第5号まで及び第8号の委員の任期は、2年の範囲内で、総長が定める期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員は、総長が任命する。

5 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

6 委員長は、委員会を主宰する。

7 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(総長等の出席)

第6条 総長は、国際交流委員会に随時出席し、審議に加わることができる。

2 第3条第1項第2号から第5号の部局長(総長が指名する委員を除く。)は、国際交流委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

(専門部会等)

第7条 委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、国際部国際企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に九州大学国際交流委員会規則(平成16年度九大規則第19号。以下「旧規則」という)の規定に基づき、国際交流専門委員会の委員に任命されている者は、この規程の相当規定に基づき任命されたものとみなし、任期の定めのある委員の任期については、旧規則による当該委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則(平成18年度九大規程第11号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成18年度九大規程第78号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年度九大規程第38号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年度九大規程第93号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年度九大規程第5号)

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成22年度九大規程第121号)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の九州大学国際交流専門委員会規程(以下「旧規程」という)第3条第1項第4号の規定に基づき、委員として選出され、同条第4項の規定に基づき任命されている者は、この規程による改正後の九州大学国際交流専門委員会規程第3条第1項第4号の規定に基づき選出され、同条第4項の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は旧規程による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則(平成23年度九大規程第39号)

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の九州大学国際交流専門委員会規程(以下「旧規程」という)第3条第1項第3号の規定に基づき、委員として高等教育開発推進センターから選出され、同条第4項の規定に基づき任命されている者は、この規程による改正後の九州大学国際交流専門委員会規程第3条第1項第3号の規定に基づき、基幹教育院から選出され、同条第4項の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、旧規程による当該委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則(平成24年度九大規程第92号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第50号）
この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第204号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第71号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第90号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第80号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第23号）
この規程は、令和3年5月1日から施行する。